

近畿地方 1か月予報 (8月4日～9月3日) 天候見通し

前半は気温が高く、かなり高くなる可能性があります

「子育て」の言葉に思わず「立つもの立たず手遅れ」でも暑さ対策は・

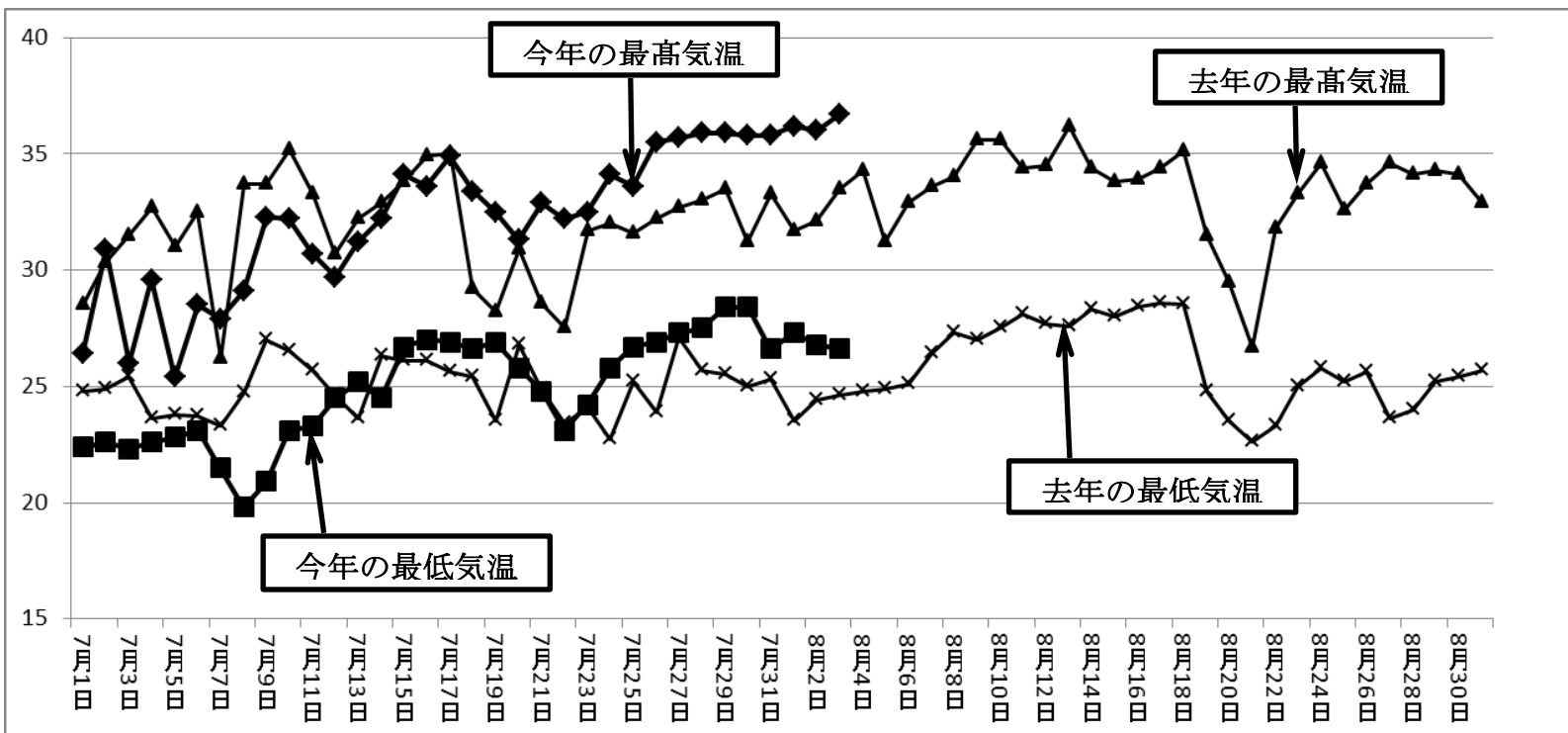
前回夜間学校ニュースの見出しに、「子育て」いうこと言葉がありました。それをチラつと見た人の曰く。「子育て！ 立つもの立たず、今や手遅れ」

ではありません。暑さはこれからが本番、暑さ対策に手遅れはありません。

近畿地方は7月17日頃に梅雨明けしたといわれていますが、その後、26日からは35度を超える日が続いています。(ちなみに、35度以上は猛暑日または酷暑日といい、30度以上は真夏日、25度以上30度未満は夏日というらしい。それからすると、今年は猛暑日が多いということになります。)

長期予報によれば、お盆すぎまでは酷暑日が続く可能性が高いということのようです。

「立つものが立たない」のは、栄養状態や個体差もあるとは思いますが、大方は年齢によると思われる。年齢を重ねると、立つものが立たなくなるだけでなく、体温調整もへたになり、熱中症にかかりやすくなります。こまめに水分補給をこころがけ、時には、生活ケアセンターを利用して、体調を整える事も必要だと思えます。お勧めは、勿論、生活保護制度を活用しての居宅生活への移行です。ただし、移行しても、「立つ」ようになる保証はできません。



市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることとなります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。保護費が下りるまでの生活費のメドを立てておく必要があります。